

## 平成25年第5回廿日市市議会（第4回定例会）条例案新旧対照表

議案第85号 廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	1
議案第86号 廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例	31





改正後				改正前			
		条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、アの額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額				条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、アの額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額	
耐震性の基準に係る審査 申請建築物の種類			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅(住戸数が1のものに限る。)を除き、1棟の延べ面積に応じた区分により算定する。 イ 1棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応	耐震性の基準に係る審査 申請建築物の種類			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅(住戸数が1のものに限る。)を除き、1棟の延べ面積に応じた区分により算定する。 イ 1棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応
戸建て住宅	1件	1万7,000円		戸建て住宅	1件	1万6,000円	
共同住宅等				共同住宅等			
併用住宅(住戸数が1のものに限る。)	1件	1万7,000円		併用住宅(住戸数が1のものに限る。)	1件	1万6,000円	
500平方メートル以内	1件	4万円		500平方メートル以内	1件	3万6,000円	
500平方メートル	1件	6万5,000円		500平方メートル	1件	5万9,000円	

改正後				改正前			
トル超1,000 平方メートル 以内			力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を有する場合には、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 ウ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定を受けた住戸を有する棟に係る審査については、手数料を徴収しない。 エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が1のものに限る。）以外の共同住宅	トル超1,000 平方メートル 以内			力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を有する場合には、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 ウ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定を受けた住戸を有する棟に係る審査については、手数料を徴収しない。 エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が1のものに限る。）以外の共同住宅
1,000平方メートル超 3,000平方メートル以内	1件	<u>13万7,000円</u>		1,000平方メートル超 3,000平方メートル以内	1件	<u>12万4,000円</u>	
3,000平方メートル超 5,000平方メートル以内	1件	<u>25万5,000円</u>		3,000平方メートル超 5,000平方メートル以内	1件	<u>23万1,000円</u>	
5,000平方メートル超 10,000平方メートル以内	1件	<u>50万6,000円</u>		5,000平方メートル超 10,000平方メートル以内	1件	<u>45万8,000円</u>	
10,000平方メートル超 20,000平方メートル以内	1件	<u>94万円</u>		10,000平方メートル超 20,000平方メートル以内	1件	<u>85万1,000円</u>	
20,000平方メートル超 30,000平方メートル以内	1件	<u>140万1,000円</u>		20,000平方メートル超 30,000平方メートル以内	1件	<u>126万8,000円</u>	
30,000平方メートル超	1件	<u>172万6,000円</u>		30,000平方メートル超	1件	<u>156万3,000円</u>	

改正後				改正前			
			等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。				等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
耐震性以外の基準に係る審査申請建築物の種類			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。	耐震性以外の基準に係る審査申請建築物の種類			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。
戸建て住宅	1件	3万2,000円	イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。	戸建て住宅	1件	2万9,000円	イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
共同住宅等				共同住宅等			
10戸以下	1件	<u>3万2,000円に申請住戸数から1を減じた数に1万円を乗じて得た額を加えた額</u>		10戸以下	1件	<u>2万9,000円に申請住戸数から1を減じた数に9,100円を乗じて得た額を加えた額</u>	
11戸以上100戸以下	1件	<u>12万2,000円に申請住戸数から10を減じた数に5,700円を乗じて得た額を加えた額</u>		11戸以上100戸以下	1件	<u>11万1,000円に申請住戸数から10を減じた数に5,200円を乗じて得た額を加えた額</u>	
101戸以上200戸以下	1件	<u>64万円に申請住戸数から100を減じた数に</u>		101戸以上200戸以下	1件	<u>58万円に申請住戸数から100を減じた数に</u>	

改正後				改正前			
			5,400円を乗じて得た額を加えた額				4,900円を乗じて得た額を加えた額
201戸以上 300戸以下	1件		118万1,000円に申請住戸数から200を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額	201戸以上 300戸以下	1件		107万円に申請住戸数から200を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額
301戸以上	1件		163万1,000円に申請住戸数から300を減じた数に3,500円を乗じて得た額を加えた額(198万8,000円を上限とする。)	301戸以上	1件		147万7,000円に申請住戸数から300を減じた数に3,200円を乗じて得た額を加えた額(180万1,000円を上限とする。)
適合審査を受けた 場合の審査 申請建築物の種類				(新設)			
戸建て住宅	1件		6,600円				
共同住宅等							
10戸以下	1件		6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じ				

改正後				改正前	
		<u>て得た額を加えた額</u>			
<u>11戸以上 100戸以下</u>	<u>1件</u>	<u>2万3,000円に 申請住戸数から 10を減じた数に 900円を乗じて 得た額を加えた 額</u>	<u>確保の促進等に関 する法律（平成 11年律第81号） 第5条第1項に規 定する機関をいう。 以下同じ。）が行 う審査をいう。</u>		
<u>101戸以上 200戸以下</u>	<u>1件</u>	<u>10万9,000円に 申請住戸数から 100を減じた数に 700円を乗じて 得た額を加えた 額</u>	<u>イ 認定を受けた 長期優良住宅建 築等計画を変更 する場合の手数 料の額は、2分の 1の額とする。</u>		
<u>201戸以上 300戸以下</u>	<u>1件</u>	<u>18万に申請住戸 数から200を減 じた数に400円 を乗じて得た額 を加えた額</u>			
<u>301戸以上</u>	<u>1件</u>	<u>22万3,000円に 申請住戸数から 300を減じた数 に100円を乗じ て得た額を加え た額（23万8,000 円を上限とする。）</u>			



改正後				改正前			
建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額		建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額	
構造計算適合性判定に係る審査	1件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額		構造計算適合性判定に係る審査	1件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額	
低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。）の認定		<p>ア 戸建て住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 適合審査とは、<u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、<u>指定確認検査機関（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受</u></p>	低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。）の認定		<p>ア 戸建て住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 適合審査とは、 _____</p> <p>_____ <u>法第54条第1項各号の基準に適合していることについて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。）、指定確認検査機関（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受</u></p>

改正後				改正前			
		<p>査の欄の総住戸数と共用部分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額</p> <p>ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p>	<p>けた者をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。）が行う審査をいう。</p> <p>ウ 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の2分の1の額とする。</p>			<p>査の欄の総住戸数と共用部分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額</p> <p>ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p>	<p>けた者をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。）による審査をいう。</p> <p>ウ 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の2分の1の額とする。</p>

改正後		改正前	
	<p>エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>オ 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、イ、ウ及びエの額のそれぞれを合算した額</p> <p>カ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号____）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合は、認定に係</p>		<p>エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>オ 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、イ、ウ及びエの額のそれぞれを合算した額</p> <p>カ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下同じ。）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合は、認定に係</p>

改正後				改正前			
		る手数料の額 に、建築基準 関係規定に係 る審査の手数 料及び構造計 算適合性判定 を要するもの については構 造計算適合性 判定に係る審 査の手数料の 額を加えた額				る手数料の額 に、建築基準 関係規定に係 る審査の手数 料及び構造計 算適合性判定 を要するもの については構 造計算適合性 判定に係る審 査の手数料の 額を加えた額	

改正後						
別表第1（第10条関係）						
1～13（略）						
14 廿日市市吉和公民館						
区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大会議室	<u>1,610円</u>	<u>1,840円</u>	<u>2,070円</u>	<u>3,680円</u>	<u>3,910円</u>	<u>5,750円</u>
講義室	360円	410円	460円	820円	870円	1,280円
和室	330円	370円	420円	750円	790円	1,170円
備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。						
15（略）						
16 廿日市市大野西公民館						
区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	<u>4,030円</u>	<u>4,610円</u>	<u>5,180円</u>	<u>9,220円</u>	<u>9,800円</u>	<u>14,410円</u>
第1研修室	440円	500円	560円	1,010円	1,060円	1,570円
第2研修室	440円	500円	560円	1,010円	1,060円	1,570円
会議室	450円	510円	580円	1,030円	1,090円	1,610円
和室	320円	370円	410円	740円	780円	1,150円
実技実習室	470円	540円	610円	1,090円	1,150円	1,700円
児童室	380円	440円	490円	880円	930円	1,370円
調理実習室	490円	560円	630円	1,130円	1,190円	1,760円
備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。						
17・18（略）						

改正前						
別表第1（第10条関係）						
1～13（略）						
14 廿日市市吉和公民館						
区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大会議室	<u>1,360円</u>	<u>1,590円</u>	<u>2,020円</u>	<u>2,970円</u>	<u>3,610円</u>	<u>4,990円</u>
講義室	360円	410円	460円	820円	870円	1,280円
和室	330円	370円	420円	750円	790円	1,170円
備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。						
15（略）						
16 廿日市市大野西公民館						
区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	<u>3,940円</u>	<u>4,510円</u>	<u>5,070円</u>	<u>8,500円</u>	<u>8,500円</u>	<u>12,730円</u>
第1研修室	440円	500円	560円	1,010円	1,060円	1,570円
第2研修室	440円	500円	560円	1,010円	1,060円	1,570円
会議室	450円	510円	580円	1,030円	1,090円	1,610円
和室	320円	370円	410円	740円	780円	1,150円
実技実習室	470円	540円	610円	1,090円	1,150円	1,700円
児童室	380円	440円	490円	880円	930円	1,370円
調理実習室	490円	560円	630円	1,130円	1,190円	1,760円
備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。						
17・18（略）						

改正後				改正前					
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）					
区分		単位	使用料		区分		使用料		
業務用	旅客船業者がその業務を行うために使用する場合	1平方メートルにつき 1月	屋内	1,660円	業務用	旅客船業者がその業務を行うために使用する場合	屋内	1,660円	
			屋外	1,330円			屋外	1,330円	
施設	タクシー業者がその業務を行うために使用する場合	1平方メートルにつき 1月		1,660円	施設	タクシー業者がその業務を行うために使用する場合		1,660円	
店舗として使用する場合	営利を目的とする法人その他のもの 基本使用料	1平方メートルにつき 1月		1,660円	店舗として使用する場合	営利を目的とする法人その他のもの 基本使用料		1,660円	
	売上額に応じて加算する使用料	1年	次の各号に掲げる額を加えて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 (1) 150万円（売上額により算定した額が150万円を下回るときは、当該下回る額）に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）			売上額に応じて加算する使用料	1年	次の各号に掲げる額を加えて得た額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額 (1) 150万円（売上額により算定した額が150万円を下回るときは、当該下回る額）に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	

改正後				改正前			
			<p>(2) 1,500万円(売上額により算定した額が1,500万円を下回るときは、当該下回る額)から150万円を控除して得た額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(売上額により算定した額が150万円を超える場合に限る。)</p> <p>(3) 売上額により算定した額から1,500万円を控除して得た額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(売上額により算定した額が1,500万円を超える場合に限る。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる額を加えて得た額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(売上額が500万円を超える場合に限る。)</p>				<p>(2) 1,500万円(売上額により算定した額が1,500万円を下回るときは、当該下回る額)から150万円を控除して得た額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(売上額により算定した額が150万円を超える場合に限る。)</p> <p>(3) 売上額により算定した額から1,500万円を控除して得た額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(売上額により算定した額が1,500万円を超える場合に限る。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる額を加えて得た額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(売上額が500万円を超える場合に限る。)</p>
	営利を目的としない法人その他のもの	1平方メートルにつき1月	1,660円		営利を目的としない法人その他のもの	1平方メートルにつき1月	1,660円
	事務室として使用する場合	1平方メートルにつき1月	1,660円		事務室として使用する場合	1平方メートルにつき1月	1,660円
	附属設備	1月	市長が定める額		附属設備	1月	市長が定める額
駐 車 場	一般用として使用する場合	1区画につき1月	7,000円	駐 車 場	一般用として使用する場合	1区画につき1月	7,000円
	タクシー事業者がその業務を行うために使用する場合	1区画につき1月	13,440円		タクシー事業者がその業務を行うために使用する場合	1区画につき1月	13,440円

改正後	改正前
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は、1月として計算する。</li> <li>2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</li> </ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は、1月として計算する。</li> <li>2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</li> </ol>



改正後		改正前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
船舶の総トン数	利用料金の範囲（1日につき）	船舶の総トン数	利用料金の範囲（1日につき）
5トン未満	3,710円から 7,950円まで	5トン未満	3,500円から 7,500円まで
5トン以上	5,600円から 12,000円まで	5トン以上	4,410円から 9,450円まで
備考		備考	
1 この表において、「総トン数」とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条に規定するものをいう。 2 市内の漁業協同組合の組合員が所有する漁船に係る利用料金の範囲は、この表に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とする。		1 この表において、「総トン数」とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条に規定するものをいう。 2 市内の漁業協同組合の組合員が所有する漁船に係る利用料金の範囲は、この表に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とする。	

改正後				改正前			
別表（第7条関係） 火葬場使用料				別表（第7条関係） 火葬場使用料			
区分			金額	区分			金額
大人(12歳以上)	1体につき		<u>13,800円</u>	大人(12歳以上)	1体につき		<u>10,000円</u>
小人(12歳未満)	〃		<u>10,100円</u>	小人(12歳未満)	〃		<u>7,500円</u>
死産児	〃		<u>6,000円</u>	死産児	〃		<u>4,000円</u>
手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき		2,400円	手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき		2,400円
小動物死体	1体につき		<u>11,000円</u>	小動物死体	1体につき		<u>8,000円</u>
死体の一時保管	1体につき24時間までごとに		1,900円	死体の一時保管	1体につき24時間までごとに		1,900円
第4条第2項ただし書による場合	大人(12歳以上)	1体につき	57,000円	第4条第2項ただし書による場合	大人(12歳以上)	1体につき	57,000円
	小人(12歳未満)	〃	<u>40,500円</u>		小人(12歳未満)	〃	<u>38,500円</u>
	死産児	〃	<u>25,800円</u>		死産児	〃	<u>19,000円</u>
	手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき	9,900円		手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき	9,900円
	小動物死体	1体につき	22,700円		小動物死体	1体につき	22,700円
	死体の一時保管	1体につき24時間までごとに	7,700円		死体の一時保管	1体につき24時間までごとに	7,700円

改正後	改正前																												
<p>（事業系一般廃棄物処分手数料）</p> <p>第24条 市長は、市の処理施設において事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処分をするときは、次の表に掲げる額の一般廃棄物処分手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10キログラムまでごとに</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p>（産業廃棄物処分費用）</p> <p>第25条 市長は、第18条第1項の規定により産業廃棄物を処分するときは、次の表に掲げる額の産業廃棄物の処分費用を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10キログラムまでごとに</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（し尿処理手数料）</p> <p>第25条の2 市長は、し尿の収集、運搬及び処分を行うときは、次の表に掲げるし尿処理手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの</td> <td>10リットルまでごとに</td> <td style="text-align: right;">162円</td> </tr> <tr> <td>公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの</td> <td>10リットルまでごとに</td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> <tr> <td>仮設便所から排出されるもの</td> <td>10リットルまでごとに</td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「公共下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域で、同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域をいう。</p> <p>2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項のし尿処理手数料を減免することができる。</p>	単位	金額	10キログラムまでごとに	150円	単位	金額	10キログラムまでごとに	150円	区分	単位	金額	公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	162円	公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	216円	仮設便所から排出されるもの	10リットルまでごとに	216円	<p>（事業系一般廃棄物処分手数料）</p> <p>第24条 市長は、市の処理施設において事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処分をするときは、次の表に掲げる額の一般廃棄物処分手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10キログラムまでごとに</td> <td style="text-align: right;">105円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p>（産業廃棄物処分費用）</p> <p>第25条 市長は、第18条第1項の規定により産業廃棄物を処分するときは、次の表に掲げる額の産業廃棄物の処分費用を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10キログラムまでごとに</td> <td style="text-align: right;">105円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（新設）</p>	単位	金額	10キログラムまでごとに	105円	単位	金額	10キログラムまでごとに	105円
単位	金額																												
10キログラムまでごとに	150円																												
単位	金額																												
10キログラムまでごとに	150円																												
区分	単位	金額																											
公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	162円																											
公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	216円																											
仮設便所から排出されるもの	10リットルまでごとに	216円																											
単位	金額																												
10キログラムまでごとに	105円																												
単位	金額																												
10キログラムまでごとに	105円																												

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第33号）【第7条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 改正後の廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定にかかわらず、平成18年10月1日から平成26年3月31日までの間、旧宮島町の区域において市が処分するし尿の処分手数料については、旧宮島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年宮島町条例第6号）の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>2 改正後の廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定にかかわらず、平成18年10月1日から当分の間、旧宮島町の区域において市が処分するし尿の処分手数料については、旧宮島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年宮島町条例第6号）の例による。</p>

改正後	改正前
<p>（占用料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.05</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.05</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>

改正後		改正前	
別表第1（第9条関係） 廿日市市公園使用料		別表第1（第9条関係） 廿日市市公園使用料	
1 公園施設を設置して土地を使用する場合の使用料		1 公園施設を設置して土地を使用する場合の使用料	
使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に100分の108を乗じて得た額	使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額
2 公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合の使用料		2 公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合の使用料	
使用料月額	使用部分に相当する施設の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該施設の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	使用料月額	使用部分に相当する施設の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該施設の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 建物を使用する場合の使用料 （会議等のため一時的に使用する場合） （略） （その他の場合）		別表第1（第2条関係） 建物を使用する場合の使用料 （会議等のため一時的に使用する場合） （略） （その他の場合）	
使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
別表第2（第2条、第3条関係） 土地を使用する場合の使用料 （一時的催物のために使用する場合） （略） （建物敷地、物置場等として使用する場合）		別表第2（第2条、第3条関係） 土地を使用する場合の使用料 （一時的催物のために使用する場合） （略） （建物敷地、物置場等として使用する場合）	
使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に100分の108を乗じて得た額	使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額

改正後				改正前							
（使用料） 第19条（略） 2 使用料の額は、公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。				（使用料） 第19条（略） 2 使用料の額は、公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。							
基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）	基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）				
10立方メートルまで	<u>1,080円</u>	10立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>145円80銭</u>	10立方メートルまで	<u>1,050円</u>	10立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>141円75銭</u>				
		15立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>167円40銭</u>			15立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>162円75銭</u>				
		20立方メートルを超え 25立方メートルまで	<u>189円</u>			20立方メートルを超え 25立方メートルまで	<u>183円75銭</u>				
		25立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>210円60銭</u>			25立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>204円75銭</u>				
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>221円40銭</u>			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>215円25銭</u>				
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>226円80銭</u>			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>220円50銭</u>				
		100立方メートルを超えるもの	<u>232円20銭</u>			100立方メートルを超えるもの	<u>225円75銭</u>				
		3・4（略）				3・4（略）					



改正後				改正前			
(使用料) 別表第2（第17条関係）				(使用料) 別表第2（第17条関係）			
基本排除量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過排除量 (1月につき)	超過料金(1立方 メートルにつき)	基本排除量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過排除量 (1月につき)	超過料金(1立方 メートルにつき)
10立方メートルまで	<u>1,080円</u>	10立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>145円80銭</u>	10立方メートルまで	<u>1,050円</u>	10立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>141円75銭</u>
		15立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>167円40銭</u>			15立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>162円75銭</u>
		20立方メートルを超え 25立方メートルまで	<u>189円</u>			20立方メートルを超え 25立方メートルまで	<u>183円75銭</u>
		25立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>210円60銭</u>			25立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>204円75銭</u>
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>221円40銭</u>			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>215円25銭</u>
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>226円80銭</u>			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>220円50銭</u>
		100立方メートルを超え えるもの	<u>232円20銭</u>			100立方メートルを超え えるもの	<u>225円75銭</u>

改正後				改正前							
(使用料) 第19条 (略) 2 使用料の額は、排水処理施設に排除した汚水の量(以下「排除量」という。)に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。				(使用料) 第19条 (略) 2 使用料の額は、排水処理施設に排除した汚水の量(以下「排除量」という。)に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。							
基本排除量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過排除量 (1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)	基本排除量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過排除量 (1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)				
10立方メートルまで	<u>1,080円</u>	10立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>145円80銭</u>	10立方メートルまで	<u>1,050円</u>	10立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>141円75銭</u>				
		15立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>167円40銭</u>			15立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>162円75銭</u>				
		20立方メートルを超え 25立方メートルまで	<u>189円</u>			20立方メートルを超え 25立方メートルまで	<u>183円75銭</u>				
		25立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>210円60銭</u>			25立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>204円75銭</u>				
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>221円40銭</u>			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>215円25銭</u>				
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>226円80銭</u>			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>220円50銭</u>				
		100立方メートルを超えるもの	<u>232円20銭</u>			100立方メートルを超えるもの	<u>225円75銭</u>				
		3・4 (略)				3・4 (略)					

改正後							改正前						
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
区分	使用料（1時間につき）						区分	使用料（1時間につき）					
	屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備		屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備
廿日市小学校	770円	400円					廿日市小学校	1,460円	400円				
平良小学校	770円	400円		340円	70円		平良小学校	1,460円	400円		340円	70円	
原小学校	770円	400円					原小学校	1,460円	400円				
宮内小学校	770円	400円					宮内小学校	1,460円	400円				
地御前小学校	770円	400円					地御前小学校	1,460円	400円				
佐方小学校	770円	400円					佐方小学校	1,460円	400円				
阿品台東小学校	770円	400円					阿品台東小学校	1,460円	400円				
阿品台西小学校	770円	400円					阿品台西小学校	1,460円	400円				
金剛寺小学校	770円	400円					金剛寺小学校	1,460円	400円				
宮園小学校	770円	400円					宮園小学校	1,460円	400円				
四季が丘小学校	770円	400円					四季が丘小学校	1,460円	400円				
玖島小学校	380円	400円				190円	玖島小学校	730円	400円				190円
友和小学校	770円	400円					友和小学校	1,460円	400円				
津田小学校	380円	400円					津田小学校	730円	400円				
浅原小学校	380円	400円				190円	浅原小学校	730円	400円				190円
吉和小学校	770円	400円				190円	吉和小学校	1,460円	400円				190円
大野東小学校	770円	400円					大野東小学校	1,460円	400円				
大野西小学校	770円	400円				190円	大野西小学校	1,460円	400円				190円
宮島小学校	380円	400円				190円	宮島小学校	730円	400円				190円
廿日市中学校	770円	400円	290円				廿日市中学校	1,460円	400円	580円			
七尾中学校	770円	400円	140円				七尾中学校	1,460円	400円	290円			
阿品台中学校	770円	400円	290円				阿品台中学校	1,460円	400円	580円			
野坂中学校	770円	400円	290円				野坂中学校	1,460円	400円	580円			
四季が丘中学校	770円	400円	290円				四季が丘中学校	1,460円	400円	580円			
佐伯中学校	770円	400円	290円			190円	佐伯中学校	1,460円	400円	580円			190円

改正後							改正前						
大野中学校	380 円	400 円	140 円				大野中学校	730 円	400 円	290 円			
大野東中学校	770 円	400 円	140 円			190 円	大野東中学校	1,460 円	400 円	290 円			190 円
宮島中学校	770 円	400 円				190 円	宮島中学校	1,460 円	400 円				190 円
備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。							備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。						

改正後					改正前				
別表第1（第8条関係） 大野体育館 （1）専用して使用する場合					別表第1（第8条関係） 大野体育館 （1）専用して使用する場合				
使用時間 区分	3時間以内	9時から 17時まで	9時から 21時30分まで	13時から 21時30分まで	使用時間 区分	3時間以内	9時から 17時まで	9時から 21時30分まで	13時から 21時30分まで
主競技場	<u>3,120円</u>	<u>8,320円</u>	<u>13,010円</u>	<u>8,840円</u>	主競技場	<u>5,670円</u>	<u>11,340円</u>	<u>17,010円</u>	<u>11,340円</u>
第2競技場	<u>800円</u>	<u>2,140円</u>	<u>3,350円</u>	<u>2,280円</u>	第2競技場	<u>1,890円</u>	<u>3,780円</u>	<u>5,670円</u>	<u>3,780円</u>
柔道場	<u>480円</u>	<u>1,280円</u>	<u>2,000円</u>	<u>1,360円</u>	柔道場	<u>1,260円</u>	<u>2,520円</u>	<u>3,780円</u>	<u>2,520円</u>
格技場	<u>480円</u>	<u>1,280円</u>	<u>2,000円</u>	<u>1,360円</u>	格技場	<u>1,260円</u>	<u>2,520円</u>	<u>3,780円</u>	<u>2,520円</u>
会議室1	<u>240円</u>	<u>640円</u>	<u>1,000円</u>	<u>680円</u>	会議室	<u>630円</u>	<u>1,260円</u>	<u>1,890円</u>	<u>1,260円</u>
会議室2	<u>330円</u>	<u>880円</u>	<u>1,380円</u>	<u>940円</u>					
会議室3	<u>150円</u>	<u>400円</u>	<u>620円</u>	<u>420円</u>					
備考 1～4（略） （2）・（3）（略）					備考 1～4（略） （2）・（3）（略）				

改正後				改正前			
(水道料金) 第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、次の表の規定により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者からこれを徴収する。 (1) 通常の使用の場合				(水道料金) 第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、次の表の規定により算定した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者からこれを徴収する。 (1) 通常の使用の場合			
基本水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過水量 (1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)	基本水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過水量 (1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)
10立方メートルまで	1,165円	10立方メートルを超え	154円	10立方メートルまで	1,165円	10立方メートルを超え	154円
		15立方メートルまで				15立方メートルまで	
		15立方メートルを超え	190円			15立方メートルを超え	190円
		20立方メートルまで				20立方メートルまで	
		20立方メートルを超え	202円			20立方メートルを超え	202円
		30立方メートルまで				30立方メートルまで	
		30立方メートルを超えるもの	208円			30立方メートルを超えるもの	208円
(2) 臨時又は消防演習用若しくは貯水槽の清掃に使用する場合				(2) 臨時又は消防演習用若しくは貯水槽の清掃に使用する場合			
区分			料金(1立方メートルにつき)	区分			料金(1立方メートルにつき)
臨時に使用する場合			650円	臨時に使用する場合			650円
消防演習用又は貯水槽の清掃に使用する場合			208円	消防演習用又は貯水槽の清掃に使用する場合			208円
(メーターの使用料) 第33条 市が貸与するメーターの使用料は、1月につき次の表に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。				(メーターの使用料) 第33条 市が貸与するメーターの使用料は、1月につき次の表に定める額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。			
口径		使用料		口径		使用料	
13ミリメートル		95円		13ミリメートル		95円	
20ミリメートル		130円		20ミリメートル		130円	
25ミリメートル		160円		25ミリメートル		160円	

改正後		改正前	
40 ミリメートル	365 円	40 ミリメートル	365 円
50 ミリメートル	1,230 円	50 ミリメートル	1,230 円
75 ミリメートル	1,610 円	75 ミリメートル	1,610 円
100 ミリメートル	2,050 円	100 ミリメートル	2,050 円
150 ミリメートル	3,300 円	150 ミリメートル	3,300 円
200 ミリメートル	4,620 円	200 ミリメートル	4,620 円
250 ミリメートル	10,000 円	250 ミリメートル	10,000 円
300 ミリメートル以上	市長が別に定める額	300 ミリメートル以上	市長が別に定める額
2・3 (略)		2・3 (略)	
(施設整備納付金)		(施設整備納付金)	
<p>第 33 条の 2 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い、次の表に掲げる額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額を施設整備納付金（以下「納付金」という。）として納付しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径する者が納付すべき納付金額は、新口径に係る納付金額と旧口径に係る納付金額との差額に相当する額とする。</p>		<p>第 33 条の 2 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い、次の表に掲げる額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額を施設整備納付金（以下「納付金」という。）として納付しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径する者が納付すべき納付金額は、新口径に係る納付金額と旧口径に係る納付金額との差額に相当する額とする。</p>	
メーターの口径	納付金額	メーターの口径	納付金額
13 ミリメートル	50,000 円	13 ミリメートル	50,000 円
20 ミリメートル	125,000 円	20 ミリメートル	125,000 円
25 ミリメートル	230,000 円	25 ミリメートル	230,000 円
40 ミリメートル	800,000 円	40 ミリメートル	800,000 円
50 ミリメートル	1,500,000 円	50 ミリメートル	1,500,000 円
75 ミリメートル	4,400,000 円	75 ミリメートル	4,400,000 円
100 ミリメートル	8,800,000 円	100 ミリメートル	8,800,000 円
150 ミリメートル	24,000,000 円	150 ミリメートル	24,000,000 円
150 ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額	150 ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額
2・3 (略)		2・3 (略)	





改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（この項及び次条第2項において「高齢者等」という。）は、前項第2号から第6号まで（<u>第5号の規定に該当する者</u>にあっては、前項第2号、第3号、<u>第5号及び第6号</u>）に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。ただし、高齢者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(4) 前項第2号ア（イ）から（オ）までのいずれかに該当する者</p> <p>(5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</u>ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（この項及び次条第2項において「高齢者等」という。）は、前項第2号から第6号まで _____ に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。ただし、高齢者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(4) 前項第2号ア（イ）から（オ）までのいずれかに該当する者</p> <p>(5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者</u> _____ で</p> <p>ア <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号</u> _____ の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条 _____</p>

改正後	改正前
<p>2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者は、第1項第3号及び第6号に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>_____の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等_____は、同項第3号_____に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。</p> <p>4 (略)</p>



